

## 転入の時にに関して

【ご意見】（令和5年8月10日受付）

3年半前に千曲市へ転入してきました。

以前住んでいた町の行政は非常に良くて役所は迅速親切です。

私たちは事実婚でしたので住民票が未届けの(夫)未届けの(妻)になって居ました。

こちらから申請したわけではなく役所でそのようにしてくれていましたから、こちらが感心するほどでした。

それを持参して転入したわけですが、千曲市市民課の窓口対応は「うちはこのやっぴりませんから」と・・

別にこだわっていないので承知してその日から「同居人」になりました。

ところが、半年前夫が死亡したので今色々やっていると、これは事実婚にとっては重要なことのようにです。

それを役所の一番の窓口が、更にこちらが言う前に発した言葉が「うちはこのやっぴりませんから」というのはいかなもののでしょうか？

こういう事実があることをどこかに訴えたいです。

知らなければそれで済んでいる、おかしいことです。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

## 【回答】

転入の際の本市職員の窓口対応につきまして、丁寧な説明等が足りなかったことをまずもってお詫び申し上げます。

申出者様が転入された3年半前、他市町村での住民票は「夫(未届)、妻(未届)」と記載されていたとのことですが、本市では事実婚を証明することの根拠が難しく、安易に事実婚と認めることで制度を悪用されることの懸念があることから、当時は、記載しておりませんでした。

しかしながら、夫婦別姓などで事実婚を選択される方が増えてきていることや、申出者様のご指摘のとおり、事実婚では住民票での記載が相続において大変重要であることなども踏まえ、本市においても令和4年3月から「夫(未届)、妻(未届)」と記載することを可能といたしました。

ただし、「夫(未届)、妻(未届)」とする際には、戸籍の確認をさせていただくとともに、お二人の意思であることの申出書及び宣誓書を提出いただいた上で記載することとしております。

当時、他市町村に比べ、本市の続柄記載への対応が遅れていた点につきましては重ねてお詫び申し上げます。今後は他市町村と対応が違うことのないよう情報共有に努めるとともに市民の皆様への丁寧な対応を心掛けてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

担当 市民課